

第3次草津市障害者計画(案)の概要について

※第2次計画にかかる調査において、全施策にわたる課題があることから従来の枠組みは維持しつつ、関係法令を配慮し、国、県の計画を網羅したものとして策定、関係団体や事業者の声を基に、特に今後、重点的に取り組むべき案件については、重点的取組として位置づける。

第2次草津市障害者計画(平成30年度～令和5年度) 障害者基本法第11条第3項

基本理念
障害のある人もない人も、誰もがいきいきと輝けるまち
～共に生きる社会・インクルーシブな社会の実現を目指して～

- 基本目標および施策の体系**
目標1：すべての人権が守られ、一人ひとりの尊厳が保たれる
 施策1：障害と障害のある人への理解の促進
 施策2：権利擁護と虐待の防止
目標2：いのちと健康を守ることができる
 施策3：疾病等の予防と早期発見・早期対応
 施策4：精神保健福祉対策の強化
 施策5：保健・医療の充実
目標3：安心して日常生活がおくれる
 施策6：相談体制の強化
<重点的取組> 基幹相談支援センターの設置
 施策7：日常生活支援の充実
<重点的取組> 生活介護のサービスの確保
 施策8：住まいの確保
<重点的取組> グループホームの整備等の促進
 施策9：家族等への支援の充実
 施策10：経済的負担の軽減
 施策11：制度の維持と適正運用
目標4：ともに育ち、学び、遊び、輝ける
 施策12：発達支援の充実
<重点的取組> 医療的ケアの必要な子どもへの支援の充実
 施策13：就学前教育・保育の充実
 施策14：学校教育の充実
 施策15：放課後児童対策の充実
 施策16：文化・スポーツ活動等の促進
 施策17：就労支援と雇用環境整備の促進
目標5：地域共生社会づくりが進んでいる
 施策18：情報受発信の充実
 施策19：地域福祉活動の促進
 施策20：バリアフリー化の推進と移動の確保



課題

- [R4]障害施策等についてアンケートを実施：市民3,000人対象、課題抽出(障害児者、難病患者、一般市民)
- [R5]障害者関連団体等にヒアリングを実施：事業所、団体、協議会(計91者)

- 基本目標および施策の体系**
目標1：すべての人権が守られ、一人ひとりの尊厳が保たれる
※障害理解に向けた啓発活動等の充実
※成年後見制度の普及
目標2：いのちと健康を守ることができる
※障害の予防・早期発見・保健指導体制の充実
※自宅での適切な医療的ケア
※医療、リハビリテーションの充実
目標3：安心して日常生活がおくれる
※相談できる場所、人等の充実
※保護者などがいなくなった後の生活支援の充実
※障害者の福祉サービスの充実
※障害者にとって住みやすい家が準備されていること
※一時的な負担軽減や家族同士の交流促進
※手当などの経済的支援の充実
※障害福祉サービスの適正供給
目標4：ともに育ち、学び、遊び、輝ける
※成長に切れ目のない支援、就学前教育・保育の充実
※障害の状況や教育的ニーズに応じた適切な指導
※スポーツ・レクリエーション・文化活動の推進
※就労移行支援、ジョブコーチ等による就労定着支援の一層の推進
目標5：地域共生社会づくりが進んでいる
※情報提供と意思疎通支援の充実
※災害発生時の避難支援体制の強化、避難生活における安全・安心の確保
※交通機関などのバリアフリーのまちづくりの推進



計画期間：令和6年度～令和11年度

基本理念
障害のある人もない人も、誰もがいきいきと輝けるまち
～共に生きる社会・インクルーシブな社会の実現を目指して～

- 基本目標および施策の体系**
目標1：すべての人権が守られ、一人ひとりの尊厳が保たれる
<重点的取組> 障害のある人が安心して生活できるよう、障害者理解と権利擁護、虐待防止の推進
 施策1：障害と障害のある人への理解の促進
 施策2：権利擁護と虐待の防止
目標2：いのちと健康を守ることができる
<重点的取組> 精神障害者の自立に向けた取組の推進
 施策3：疾病等の予防と早期発見・早期対応
 施策4：精神保健福祉対策の強化
 施策5：保健・医療の充実
目標3：安心して日常生活がおくれる
<重点的取組> 地域のニーズに即した地域生活支援拠点の整備・充実
 施策6：相談体制の強化
 施策7：日常生活支援の充実
 施策8：住まいの確保
 施策9：家族等への支援の充実
 施策10：経済的負担の軽減
 施策11：制度の維持と適正運用
目標4：ともに育ち、学び、遊び、輝ける
<重点的取組> 医療的ケアの必要な子どもへの支援の充実
 施策12：発達支援の充実
 施策13：就学前教育・保育の充実
 施策14：学校教育の充実
 施策15：放課後児童対策の充実
 施策16：文化・スポーツ活動等の促進
 施策17：就労支援と雇用環境整備の促進
目標5：地域共生社会づくりが進んでいる
<重点的取組> 防災等における支援体制の構築
 施策18：情報受発信の充実
 施策19：地域福祉活動の促進
 施策20：バリアフリー化の推進と移動の確保



第5次障害者基本計画 概要

1 第5次障害者基本計画とは
【位置付け】 政府が議する障害者施策の最も基本的な計画（障害者基本法第11条に基づき策定。また障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法第9条第1項の規定に基づき、同法の規定の趣旨を踏まえ策定。）
【計画期間】 令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までの5年間
【検討経緯】 障害者政策委員会（障害当事者等で構成される内閣府の法定審議会）での1年以上にわたる審議を経て、令和4年12月に取りまとめられた障害者政策委員会の意見に即して、政府で基本計画案を作成

1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 ○社会のあらゆる場面における障害者差別の解消 ・家族に対する相談支援や障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会の設置等、虐待の早期発見や防止に向けた取組 ・障害福祉サービスの提供に当たり、利用者の意思に反した異性介助が行われることがないよう、取組を推進 ・改正障害者差別解消法の円滑な施行に向けた取組等の推進	6. 保健・医療の推進 ○精神障害者の早期退院と地域移行、社会的入院の解消 ・切れ目のない退院後の精神障害者への支援 ・精神科病院に入院中の患者の権利擁護等のため、病院を訪問して行う相談支援の仕組みの構築 ・精神科病院における非自発的入院のあり方及び身体拘束等に関する課題の整理を進め、必要な見直しについて検討
2. 安全・安心な生活環境の整備 ○移動しやすい環境の整備、まちづくりの総合的な推進 ・公共交通機関や多数の者が利用する建築物のバリアフリー化 ・接道がドライン等の普及・啓発等の「心のバリアフリー」の推進 ・歩道が設置されていない道路や踏切道の在り方について検討、信号機等の整備 ・国立公園等の主要な利用施設のバリアフリー化や情報提供等の推進	7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進 ○意思決定支援の推進、相談支援体制の構築、地域移行支援・在宅サービス等の充実 ・ヤングケアラーを含む家族支援、サービス提供体制の確保 ・障害のあることに対する支援の充実
3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 ○障害者に配慮した情報通信・放送・出版の普及、意思疎通支援の人材育成やサービスの利用促進 ・情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づく施策の充実 ・公共インフラとしての電話リレーサービス提供の充実 ・手話通訳者や点訳者等の育成、確保、派遣	8. 教育の振興 ○インクルーシブ教育システムの推進・教育環境の整備 ・自校通級、巡回通級の充実をはじめとする通級による指導の一層の普及 ・教職員に障害に対する理解や特別支援教育に係る専門性を深める取組の推進 ・病気療養児へのICTを活用した学習機会の確保の促進
4. 防災、防犯等の推進 ○災害発生時における障害特性に配慮した支援 ・福祉避難所、車いす利用者も使える仮設住宅の確保 ・福祉・防災の関係者が連携した個別避難計画等の策定、実効性の確保 ・障害特性に配慮した事故や災害時の情報伝達体制の整備	9. 雇用・就業、経済的自立の支援 ○総合的な就労支援 ・地域の関係機関が連携した雇用前・後の一貫した支援、就業・生活両面の一体的支援 ・雇用・就業施策と福祉施策の組合せの下、年金や諸手段の支給、税制優遇措置、各種支援制度の運用 ・農業分野での障害者の就労支援（農福連携）の推進
5. 行政等における配慮の充実 ○司法手続や選挙における合理的配慮の提供等 ・司法手続(民事・刑事)における意思疎通手段の確保 ・障害特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実、投票機会の確保 ・国家資格試験の実施等に当たり障害特性に応じた合理的配慮の提供	10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興 ○障害者の芸術文化活動への参加、スポーツに親しめる環境の整備 ・障害者の地域における文化芸術活動の環境づくり ・日本国際博覧会（大阪・関西万博）の施設整備、文化芸術の発信などの環境づくり ・障害の有無に関わらずスポーツを行うことのできる環境づくり
	11. 国際社会での協力・連携の推進 ○文化芸術・スポーツを含む障害者の国際交流の推進 ・障害者分野における国際協力への積極的な取組 ・障害者の文化芸術など日本の多様な魅力を発信

滋賀県 障害者プラン2021

1. 基本理念
 県が施策を構築し、取組を行うにあたっての基本理念は以下のとおりです。
 県民一人ひとりが輝ける健やかな滋賀の実現
 ～みんなとまちで生き、みんなであっしょに働く～

2. 基本目標
 共生社会の実現に向けて、県プランが掲げる基本的な目標は以下のとおりです。
 すべての人が基本的な人権を尊重され、地域でともに暮らし、
 ともに育ち・学び、ともに働き、ともに活動する

3. プランの位置づけ
 県プランは、障害者基本法に基づく障害者計画、障害者総合支援法に基づく障害福祉計画、児童福祉法に基づく障害児福祉計画を一体的に定めるものです。

4. プランの実施期間
 県プランの計画期間は令和3年度(2021年度)から令和8年度(2026年度)の6年間とします。一部、重点的取組とするものおよび障害福祉計画・障害児福祉計画に関わるものについては、令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)の3年間とします。

年度	障害者基本法	障害者総合支援法	児童福祉法	障害者基本法	障害者総合支援法	児童福祉法	障害者基本法	障害者総合支援法	児童福祉法
令和3年度	第11条第3項	第11条第3項	第11条第3項	第11条第3項	第11条第3項	第11条第3項	第11条第3項	第11条第3項	第11条第3項
令和4年度	第11条第3項	第11条第3項	第11条第3項	第11条第3項	第11条第3項	第11条第3項	第11条第3項	第11条第3項	第11条第3項
令和5年度	第11条第3項	第11条第3項	第11条第3項	第11条第3項	第11条第3項	第11条第3項	第11条第3項	第11条第3項	第11条第3項
令和6年度	第11条第3項	第11条第3項	第11条第3項	第11条第3項	第11条第3項	第11条第3項	第11条第3項	第11条第3項	第11条第3項
令和7年度	第11条第3項	第11条第3項	第11条第3項	第11条第3項	第11条第3項	第11条第3項	第11条第3項	第11条第3項	第11条第3項
令和8年度	第11条第3項	第11条第3項	第11条第3項	第11条第3項	第11条第3項	第11条第3項	第11条第3項	第11条第3項	第11条第3項

図1-1 領域間の関係性

※一部、重点的取組とするものおよび障害福祉計画・障害児福祉計画に関わるものについて見直し中

共生社会づくり

- 差別解消・虐待防止、心のバリアフリーの取組を推進、強化します。
- 意思決定支援のための支援者の人材育成等の取組を強化します。
- 意思疎通支援の充実やICTの活用による情報アクセシビリティを高め、公共の交通機関等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の取組を進めます。

ともに暮らす

- 住まいの確保や生活支援サービスの充実(体制整備、人材育成・確保)に努めます。
- 包括的・専門的な相談支援体制整備の推進およびケアマネジメント体制の充実を図ります。
- 福祉圏域での障害特性に応じた専門的な相談支援体制の充実を図ります。
- 障害の状況に応じた専門的な医療の提供や障害の特性に配慮された受診体制の整備を図ります。
- 市町による災害時避難行動要支援者の把握と避難時の個別計画作成等の取組を促進します。

ともに育ち・学ぶ

- ライフステージに応じた適切な切れ目なく提供される体制の充実を促進します。
- 障害の特性に応じた教育を受けられるよう教育環境や相談体制の充実を図ります。
- 障害特性と教育的ニーズを把握して適切な指導と必要な支援を行い、インクルーシブ教育を推進します。
- 発達障害や重症心身障害のある児童等への支援体制整備と専門的な支援人材の養成を図ります。

ともに働く

- 企業が障害のある人が「働く」ことについての理解促進を図ります。
- 中小企業を含めた企業への一般就労に向けた支援や福祉的就労の場の確保を図ります。
- 教育・福祉・医療・労働の各機関と企業の連携強化を図ります。
- 就労に向けた・実習機会の確保、就業と生活を支えるための相談支援の充実を図ります。

ともに活動する

- スポーツを気軽に体験できる機会や活動を継続したり、競技力を高められる環境整備等を図ります。
- 文化芸術施設や図書館等のバリアフリー化、演劇鑑賞や読書等のアクセシビリティの向上を図ります。
- 余暇活動の機会、造形活動や表現活動を体験・観戦できる環境確保と作品発表の機会の充実を図ります。
- 本人活動・交流活動の支援を図るとともに、支援の当事者性を高めるピアサポート等の活用を図ります。

基本的な施策の方向性